

税務署長に申告書を提出した後で、記載内容に誤りがあることに気が付いたときは、どのようにすればよいでしょうか。

1 修正申告〔P102〕

申告書を提出した後に誤りがある場合で、先に申告した税額が過少である場合や還付金が過大であるときには、「修正申告書」を提出することによって訂正し、納付します。修正申告書の提出は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く提出してください。

2 更正の請求〔P103〕

申告書を提出した後に誤りがある場合で、先に申告した税額が過大である場合や還付金が過少であるときには、「更正の請求書」を提出することによって正しい税額への訂正を求めることができます。

更正の請求書を提出できる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。